

船舶事故調査（貨物船旭丸遊漁船第三正一丸衝突）について
（経過報告）

令和4年2月17日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和3年2月23日、千葉県九十九里町片貝漁港南東方沖において発生した船舶事故（貨物船旭丸遊漁船第三正一丸衝突）について、令和3年2月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、本事故の責任を問うために行われているものではない。

1. 船舶事故の概要

千葉県九十九里町片貝漁港南東方沖において、貨物船旭丸（総トン数499トン）（以下「A船」という。）は、船長ほか4人が乗り組み北東進中、また、遊漁船第三正一丸（総トン数15トン）（以下「B船」という。）は、船長ほか1人が乗り組み、釣り客12人を乗せ西北西進中、令和3年2月23日11時50分ごろ、両船が衝突した。

B船は、船長、乗組員及び8人の釣り客が負傷したほか、船首部に破損等を生じ、A船は、右舷中央部外板に擦過傷等を生じた。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和3年2月23日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに船体調査（A船及びB船）、関係者からの口述聴取、気象及び海象に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

（1） 事故の経過

A船は、船長ほか4人が乗り組み、北海道釧路市釧路港に向けて北東進中、また、B船は、船長ほか1人が乗り組み、釣り客12人を乗せ千葉県九十九里町沖の釣り場から

片貝漁港に向けて西北西進中、令和3年2月23日11時50分ごろ、千葉県九十九里町片貝漁港南東方沖において、両船が衝突した。

(2) 死傷者

A船：なし

B船：負傷10人

(3) 船舶の損傷

A船：右舷中央部外板に擦過傷等

B船：船首部の破損等

(4) 気象・海象

本事故現場の北北東方約3.6kmに位置する銚子地方気象台における本事故当日の観測値は、次のとおりであった。

11時00分 天気 晴れ、気温 14.3℃、風速 6.1m/s、風向 北、
視程 20km

12時00分 天気 晴れ、気温 15.5℃、風速 3.6m/s、風向 北、
視程 20km

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等調査を進める。